講座10

諸手当の種類とその考え方

　「手当」とは給料（俸給）のみでは補償しきれない個々の職員の職務の特殊性や勤務形態の相違、あるいは職員を取り巻く諸環境の相違に応じて、個々の職員ごとに支給されるもの。

１．支給することができる手当（地方自治法）

|  |
| --- |
| 第八章　給与その他の給付第二百四条 　普通地方公共団体は、普通地方公共団体の長及びその補助機関たる常勤の職員、委員会の常勤の委員（教育委員会にあつては、教育長）、常勤の監査委員、議会の事務局長又は書記長、書記その他の常勤の職員、委員会の事務局長若しくは書記長、委員の事務局長又は委員会若しくは委員の事務を補助する書記その他の常勤の職員その他普通地方公共団体の常勤の職員並びに短時間勤務職員に対し、給料及び旅費を支給しなければならない。○２ 　普通地方公共団体は、条例で、前項の職員に対し、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。）又は退職手当を支給することができる。○３ 　給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。 |

２．諸手当の性格

　（１）職務関連手当

　（２）生活関連手当

　（３）人材確保手当

　（４）その他

|  |  |
| --- | --- |
| 地方公務員 | （参考）国家公務員（一般職） |
| 給与 | 給料 | 給料表の給料月額 | 俸給表の俸給月額 |
| 諸手当 | 職務関連手当 | 地域手当 | 地域手当 |
| 特殊勤務手当 | 特殊勤務手当 |
| 時間外勤務手当 | 超過勤務手当 |
| 宿日直手当 | 宿日直手当 |
| 管理職員特別勤務手当 | 管理職員特別勤務手当 |
| 夜間勤務手当 | 夜勤手当 |
| 休日勤務手当 | 休日給 |
| 管理職手当 | 俸給の特別調整額 |
| － | 本府省業務調整手当 |
| 期末手当 | 期末手当 |
| 勤勉手当 | 勤勉手当 |
| 定時制通信教育手当 | － |
| 産業教育手当 | － |
| 農林漁業普及指導手当 | － |
| 災害派遣手当 | － |
| 義務教育等教員特別手当 | － |
| － | 研究員調整手当 |
| － | 専門スタッフ職調整手当 |
| 生活関連手当 | 扶養手当 | 扶養手当 |
| 住居手当 | 住居手当 |
| 単身赴任手当 | 単身赴任手当 |
| － | 広域異動手当 |
| 寒冷地手当 | 寒冷地手当 |
| 人材確保手当 | 地域手当（医療（一）） | 地域手当 |
| 初任給調整手当 | 初任給調整手当 |
| 特地勤務手当 | 特地勤務手当 |
| へき地手当 | － |
| その他 | 退職手当 | 退職手当 |
| 通勤手当 | 通勤手当 |
| 特定任期付職員業績手当 | 特定任期付職員業績手当 |
| 任期付研究員業績手当 | 任期付研究員業績手当 |

３．所定内給与と所定外給与

（１）所定内給与

給与のうち所定外給与以外のもの。

（２）所定外給与（超過労働給与）

所定の労働時間を超える労働に対して支給される給与や、休日労働、深夜労働に対して支給される給与。時間外手当、早朝出勤手当、休日勤務手当、夜間勤務手当等である。

４．官民比較対象給与について

　人事院勧告による比較給与費目については、俸給の月額以下寒冷地手当までで、俸給の月額とそれ以外の諸手当との割合は、概ね８対２になっている。

　　所定内給与に占める割合　　　　　79.3％

　　所定内給与で俸給の月額以外　　　20.7％

　※2015年は割合が変わる？

　　給与制度の総合的見直し（詳細は講座11）

　　　俸給（給料）↓、地域手当→、本府省業務調整手当↑、広域異動手当↑、単身赴任手当↑、（管理職員特別勤務手当↑）

【官民比較における給与の範囲（行政職(一)表）】－2014人事院報告の解説

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 給与項目 | 2014年平均月額 | 所定内に占める割合 | 比較給与に占める割合 | 2013年平均月額 | 所定内に占める割合 | 比較給与に占める割合 |
| 公　　　務　　　員 | 所定内給与 | 比較給与項目 | 俸給の月額 | 円335,000 | 79.3% | 82.0% | 円332,446(307,220) | 79.2％ | 82.0％ |
| 扶養手当 | 12,081 | 2.9% | 3.0% | 12,162(12,162) | 2.9％ | 3.0％ |
| 俸給の特別調整額 | 11,970 | 2.8% | 2.9% | 11,918(10,726) | 2.8％ | 2.9％ |
| 本府省業務調整手当 | 4,439 | 1.1% | 1.1% | 4,453(4,453) | 1.1％ | 1.1％ |
| 地域手当 | 35,459 | 8.4% | 8.7% | 35,591(32,935) | 8.5％ | 8.8％ |
| 広域異動手当 | 1,661 | 0.4% | 0.4% | 1,509(1,398) | 0.4％ | 0.4％ |
| 初任給調整手当 | 37 | 0.0% | 0.0% | 38(38) | 0.0％ | 0.0％ |
| 住居手当 | 4,573 | 1.1% | 1.1% | 4,307(4,307) | 1.0％ | 1.1％ |
| 単身赴任手当(基礎額) | 1,995 | 0.5% | 0.5% | 1,916(1,916) | 0.5％ | 0.5％ |
| 特地勤務手当等 | 346 | 0.1% | 0.1% | 275(254) | 0.1％ | 0.1％ |
| 寒冷地手当 | 911 | 0.2% | 0.2% | 848(848) | 0.2％ | 0.2％ |
| 小　計（Ａ） | 408,472 | 96.6% | 100.0% | 405,463(376,257) | 96.6％ | 100.0％ |
| 比較外給与項目 | 通勤手当 | 12,228 | 2.9% |  | 12,407(12,407) | 3.0％ |  |
| 特殊勤務手当 | 942 | 0.2% | 938(938) | 0.2％ |
| 単身赴任手当(加算額) | 996 | 0.2% | 978(978) | 0.2％ |
| 小　計（Ｂ） | 14,166 | 3.4% | 14,323(14,323) | 3.4％ |
| 計（Ａ）＋（Ｂ） | 422,638 | 100.0% | 419,786(390,580) | 100.0％ |
| 所定外給与 | 宿日直手当 | 731 |  | 739(739) |  |
| 超過勤務手当等 | 42,742 | 39,641(39,641) |
| 管理職員特別勤務手当 | 117 | 110(110) |
| 小　計（Ｃ） | 43,590 | 40,490(40,490) |
| 合　計 | （Ａ）＋（Ｂ）＋（Ｃ） | 466,228 | 460,276(431,070) |

（注）１．比較給与項目は、平成26年国家公務員給与等実態調査による。

　　　２．比較外給与項目のうち、通勤手当及び単身赴任手当（加算額）については平成26年国家公務員給与等実態調査値、その他の項目については平成26年度当初予算額の給与法適用者の平均額である。

　　　３．俸給の月額には俸給の調整額（2013年には現給保障額も含む）を、地域手当には異動保障による地域手当を特地勤務手当等には特地勤務手当に準じる手当を、超過勤務手当等には休日給及び夜勤手当を含む。

　　　４．構成比は、少数点以下第２位を四捨五入しているため、内訳の計が合計と一致しない場合がある。

　　　５．2013年平均月額の（　）内の数字は、給与改定・臨時特例法に基づく給与減額措置による減額後の金額である。

５．一部の諸手当費目の解説

（１）扶養手当

　扶養家族を有することにより生ずる生計費の増嵩を補助するために給料を補完する主旨。

【扶養親族の範囲】

　①　配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む）

　②　満22歳に達する日以降の最初の３月31日までの間にある子および孫

　③　満60歳以上の父母および祖父母

　④　満22歳に達する日以降の最初の３月31日までの間にある弟妹

⑤　重度心身障害（親族に限らない）

　※　他に生計の途がなく主として職員の扶養を受けている者でなければならず、民間その他から扶養手当に相当する手当の支給を受けている者および**年間130万円以上**の恒常的な所得があると見込まれる者は除外される。

【支給額】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 扶養親族の範囲 | 扶養手当月額（１人につき） | 扶養親族とすることができない者 |
| 上記① | 13,000円 | １．職員の配偶者、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又は民間事業所その他これに相当する手当の支給の基礎となっている者２．**年額130万円以上**の恒常的な所得があると見込まれる者 |
| 上記②～⑤ | 職員に配偶者が無い場合そのうち１人 | 11,000円 |
| 上記以外 | 6,500円 |
| ※特定期間にある子（１人につき） | 5,000円加算 |

　　※　特定期間とは15歳に達する日後の最初の４月１日から22歳に達する日以後の最初の３月31日までの間をいう。

　　例）年額130万円未満の配偶者　　　　　　　　　→　　　　　　　　　　13,000円

　　　　年額130万円未満の配偶者と小学生の子１人　→13,000+6,500＝　　　19,500円

　　　　年額130万円未満の配偶者と17歳の子１人　 →13,000+6,500+5,000＝24,500円

年額130万円未満の配偶者と小学生の子２人　→13,000+6,500\*2＝　　26,000円

【平成26年（2014年）職種別民間給与実態調査】

　◆家族手当の支給状況及び配偶者に対する家族手当の見直し予定の状況

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  |  |  |
|  |  |  |  |  |
| 家族手当制度がある | 配偶者に家族手当を支給する | 配偶者の手当を見直す予定がある | 配偶者の手当を見直す予定がない | 配偶者に家族手当を支給しない | 家族手当制度がない |
| 76.8% | （92.7%） | [4.6%] | [95.4%] | [7.3%] | 23.2% |

　　（注）１　(　)内は、家族手当制度がある事業所を100とした割合である。

　　　　　２　[　]内は、配偶者に家族手当を支給する事業所を100とした割合である。

　◆扶養家族の構成別支給月額

|  |  |
| --- | --- |
| 扶養家族の構成 | 支　給　月　額 |
| 配　　偶　　者 | 14,347円 |
| 配偶者と子１人 | 20,481円 |
| 配偶者と子２人 | 26,013円 |

　　（注）　支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入に対する制限がある事業所について算出した。

昨年調査の結果、見直しはされなかったが今年も調査項目にあげられている。

（２）退職手当

　職員が退職または死亡した場合に、その者またはその遺族に一時金として支給される。

　その性格として①功労報償説、②生活保障説、③賃金後払い説など裁判例でも諸説ある。

◆退職手当制度の概要

○　退職手当＝基本額＋調整額

　　　※　基本額＝退職日の俸給月額×退職事由別・勤続年数別支給率

　　　※　調整額＝退職時以前60月の在籍級による加算（役職貢献調整額）

◆退職手当基本額

　　退職手当法３条、４条、５条の規定に基づく

　①　公務外傷病による退職（３条１項）

ⅰ）１年以上10年以下の期間については、１年につき１００／１００

ⅱ）11年以上15年以下の期間については、１年につき１１０／１００

ⅲ）16年以上20年以下の期間については、１年につき１６０／１００

ⅳ）21年以上25年以下の期間については、１年につき２００／１００

ⅴ）26年以上30年以下の期間については、１年につき１６０／１００

Ⅵ）31年以上の期間については、　　　　１年につき１２０／１００

　②　自己都合による退職（３条２項）

　　　上記の取り扱いの上に、20年未満は一定の調整を行う。

　　ⅰ）１年以上10年以下の者　　　６０／１００

ⅱ）11年以上15年以下の者　 　８０／１００

ⅲ）16年以上19年以下の者　　 ９０／１００

　　　　　　　　　※　20年以上は１００／１００

　③　11年以上25年未満の定年退職（４条）

ⅰ）１年以上10年以下の期間については、１年につき　　１２５／１００

ⅱ）11年以上15年以下の期間については、１年につき１３７．５／１００

ⅲ）16年以上24年以下の期間については、１年につき　　２００／１００

　④　整理退職等（勧奨退職）（５条）

ⅰ）１年以上10年以下の期間については、１年につき１５０／１００

ⅱ）11年以上25年以下の期間については、１年につき１６５／１００

ⅲ）26年以上34年以下の期間については、１年につき１８０／１００

ⅳ）35年以上の期間については、　　　　 １年につき１０５／１００

　　以上の区分により計算される。この計算を行う際に、以下の退職手当法の附則を考慮する。

|  |
| --- |
| 　　附　則　抄 １～２０　省略２１　当分の間、三十五年以下の期間勤続して退職した者（法律第三十号附則第五項の規定に該当する者及び傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者（第十二条第一項各号に掲げる者を含む。次項において同じ。）を除く。）に対する退職手当の基本額は、第三条から第五条の三までの規定により計算した額にそれぞれ百分の八十七を乗じて得た額とする。２２　当分の間、三十六年の期間勤続して退職した者（法律第三十号附則第六項の規定に該当する者を除く。）で第三条第一項の規定に該当する退職をしたもの（傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者を除く。）に対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を三十五年として前項の規定の例により計算して得られる額とする。２３　当分の間、三十五年を超える期間勤続して退職した者（法律第三十号附則第七項の規定に該当する者を除く。）で第五条の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を三十五年として附則第二十一項の規定の例により計算して得られる額とする。２２～２４省略 |

◆退職手当調整額

　　退職手当の調整額は、2006給与構造改革において、俸給表水準を平均で4.8％、高齢職員層においては７％以上の引き下げを伴うものであったことから、その分の目減りを調整するために設けられた。また、今年度からの給与制度の総合的見直しでも俸給表水準を平均で２％引き下げたことから、調整額での調整がされた。

基礎在職期間の初日の属する月から末日の属する月までの各月ごとに、当該各月にその者が属していた職員の区分（第１号区分～第11号区分）に応じて定める額（以下「調整月額」という）のうち、その額が多いものから60月分の調整月額を合計した額。

○　職員の区分と調整月額

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 対応する職員 | ～2015年３月31日 | 2015年４月１日～ |
| 調整月額 | 調整月額 |
| １ | 指定職（６号俸以上）これに相当する職員 | 79,200円 | 95,400円 |
| ２ | 指定職（５号俸以下）これに相当する職員 | 62,500円 | 78,750円 |
| ３ | 行（一）10級これに相当する職員 | 54,150円 | 70,400円 |
| ４ | 行（一）９級これに相当する職員 | 50,000円 | 65,000円 |
| ５ | 行（一）８級これに相当する職員 | 45,850円 | 59,550円 |
| ６ | 行（一）７級これに相当する職員 | 41,700円 | 54,150円 |
| ７ | 行（一）６級これに相当する職員 | 33,350円 | 43,350円 |
| ８ | 行（一）５級これに相当する職員 | 25,000円 | 32,500円 |
| ９ | 行（一）４級これに相当する職員 | 20,850円 | 27,100円 |
| 10 | 行（一）３級これに相当する職員 | 16,700円 | 21,700円 |
| 11 | その他の職員 | 0円 | 0円 |

（注１）第10号区分の調整月額の勘案は、勤続25年以上退職者の場合に限っていたが、2015年4月からは24年以下退職者についても支給対象とする。

（注２）勤続９年以下の自己都合退職者等は調整額が支給されない。また、勤続4年以下の退職者（自己都合退職者以外）及び勤続10年以上24年以下の自己都合退職者は調整額が半額になる。

◆この間の退職手当改正（見直し）経過

・2006年－給与構造改革で、平均4.8%・高齢層7%給料表が引き下げとなったことによる水準調整。

基本額と調整額の２つに分け、勤務年数に応じたカーブをフラット化し、その原資を職務の経歴によって配分する制度へ。

・2012年－民間（退職金+企業年金）と公務（退職手当+年金３階部分）を比較し、公務が402.6万円上回っているとし、基本額を引き下げ調整。

・2014年－早期退職募集制度導入。定年から15年を減じた年齢以上の退職者に１年につき３％上乗せ（最大45％）（定年１年前退職者については２％）へ。それまでの勧奨退職制度は、定年から10年を減じた年齢以上の退職者に１年につき２％上乗せ（最大20％）。

・2015年－給与制度の総合的見直しによる平均2%の給料表の引き下げとなったことによる水準調整。調整額を引き上げて調整。

演習問題

・自己都合退職

・退職時給料月額276,800円（３級32号給）

・1999年４月１日採用、2016年３月31日退職予定（勤続17年）

・2012年４月１日３級昇格

◆基本額の算定

　自己都合退職→３条

ⅰ）１年以上10年以下の期間　１００／１００　×（　　　）年　＝（　　　　　）

ⅱ）11年以上15年以下の期間　１１０／１００×（　　　　）年　＝（　　　　　）

ⅲ）16年以上20年以下の期間　１６０／１００×（　　　　）年　＝（　　　　　）

ⅳ）21年以上25年以下の期間　２００／１００×（　　　　）年　＝（　　　　　）

ⅴ）26年以上30年以下の期間　１６０／１００×（　　　　）年　＝（　　　　　）

Ⅵ）31年以上の期間　　　　　 １２０／１００×（　　　　）年　＝（　　　　　）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　計（　　　　　）①

　！自己都合退職で20年未満は一定の調整！

　①　　×（　　　　　）＝（　　　　　）②

　②　　×　276,800円　＝（　　　　　）③

　！35年以下の期間を継続して勤務し、退職するものは附則21項による調整！

　　③　　×（　　　　　）＝（　　　　　）Ａ

◆調整額の算定

　退職までの期間で

　３級在級月数は　（　　）月　×　（　　　　　　）円　＝（　　　　　　）円

　２級在級月数は　（　　）月　×　（　　　　　　）円　＝（　　　　　　）円

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　計（　　　　　　）Ｂ

◆退職手当の金額

基本額Ａ（　　　　　　　）＋調整額Ｂ（　　　　　　　）＝（　　　　　　　　　）

参　考　北海道市町村職員退職手当条例

（自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額）

第３条　次条又は第５条の規定に該当する場合を除くほか、退職した者に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料（これに相当する給与を含む。以下同じ。）の月額（給料が日額で定められている者については、給料の日額の21日分に相当する額とし、職員が休職、停職、減給その他の事由によりその給料の一部又は全部を支給されない場合においては、これらの事由がないと仮定した場合におけるその者の受けるべき給料の月額とする。以下「給料月額」という。）に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

(１)　１年以上10年以下の期間については、１年につき100分の100

(２)　11年以上15年以下の期間については、１年につき100分の110

(３)　16年以上20年以下の期間については、１年につき100分の160

(４)　21年以上25年以下の期間については、１年につき100分の200

(５)　26年以上30年以下の期間については、１年につき100分の160

(６)　31年以上の期間については、１年につき100分の120

２　前項に規定する者のうち、傷病（地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第84条第２項に規定する障害等級に該当する程度の障害にある傷病とする。次条第２項並びに第５条第１項及び第２項において同じ。）によらず、その者の都合により退職した者に対する退職手当の基本額は、その者が次の各号に掲げる者に該当するときは、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(１)　勤続期間１年以上10年以下の者　100分の60

(２)　勤続期間11年以上15年以下の者　100分の80

(３)　勤続期間16年以上19年以下の者　100分の90

（11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額）

第４条　11年以上25年未満の期間勤続して退識した者（地方公務員法第28条の２第１項の規定により退職した者（同法第28条の３第１項の期限又は同条第２項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）若しくはこれに準ずる他の法令の規定により退職した者、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者又はその者の非違によることなく勧奨を受けて退職した者であつて任命権者が組合市町村の長（以下「市町村長」という。）の承認を得たものに限る。）又は25年未満の期間勤続し、勤務公署の移転により退職した者であつて任命権者が市町村長の承認を得たものに対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額（以下「退職日給料月額」という。）に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

(１)　１年以上10年以下の期間については、１年につき100分の125

(２)　11年以上15年以下の期間については、１年につき100分の137.5

(３)　16年以上24年以下の期間については、１年につき100分の200

２　前項の規定は、25年未満の期間勤続した者で、通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第２条第２項及び第３項に規定する通勤及び派遣先団体の業務に係る労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第７条第２項に規定する通勤をいう。以下同じ。）による傷病により退職し、死亡（公務上の死亡を除く。）により退職した者又は11年以上25年未満の期間勤続し定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（前項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。

（整理退職等の場合の退職手当の基本額）

第５条　職制若しくは定数の改廃若しくは予算の減少により廃職若しくは過員を生ずることにより退職した者であつて任命権者が市町村長の承認を得たもの、公務上の傷病又は死亡（公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第２条第１項及び第３項、第５条第１項、第６条第２項、第９条、第10条第１項及び第２項並びに第12条の規定に基づき定められた組合市町村の条例（以下「職員派遣条例」という。）の規定により職員の派遣を受ける団体（以下「派遣先団体」という。）の業務に係る業務上の傷病又は死亡を含む。以下同じ。）により退職した者又は25年以上勤続して退職した者（地方公務員法第28条の２第１項の規定により退職した者（同法第28条の３第１項の期限又は同条第２項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）若しくはこれに準ずる他の法令の規定により退職した者、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者又はその者の非違によることなく勧奨を受けて退職した者若しくは勤務公署の移転により退職した者であつて任命権者が市町村長の承認を得たものに限る。）に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

(１)　１年以上10年以下の期間については、１年につき100分の150

(２)　11年以上25年以下の期間については、１年につき100分の165

(３)　26年以上34年以下の期間については、１年につき100分の180

(４)　35年以上の期間については、１年につき100分の105

２　前項の規定は、25年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（前項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。

（定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例）

第５条の３　第５条第１項に規定する者（25年以上勤続し、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者を除く。）のうち、定年に達する日から６月前までに退職した者であつて、その勤続期間が25年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から15年を減じた年齢以上であるものに対する同項及び前条第１項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  |  |  |
| 読み替える規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
| 第５条第１項 | 退職日給料月額 | 退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数１年につき100分の３を乗じて得た額の合計額 |
| 第５条の２第１項第１号 | 及び特定減額前給料月額 | 並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数１年につき100分の３を乗じて得た額の合計額 |
| 第５条の２第１項第２号 | 退職日給料月額に、 | 退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数１年につき100分の３を乗じて得た額の合計額に、 |
| 第５条の２第１項第２号ロ | 前号に掲げる額 | その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前３条の規定により計算した場合の基本額に相当する額 |